

【問い合わせ先】

鹿児島県男女共同参画センター
TEL 099-1221-6603

無料歯科健診と健康相談

日時 6月3日(土)

午後2時～4時

場所 志布志市『アピア』

1階パブリックコーナー

●内容 歯科健診、歯科全般に関する相談

●対象者 どなたでも結構です

●主催 曾於郡歯科医師会

交通事故無料相談

● 社団法人日本損害保険協会では、自動車保険請求相談センターを全国に設置し、交通事故でお困りの方々の自賠責保険や任意自動車保険の請求について、一切無料で相談に応じています。

●相談日

月曜日～金曜日

午前9時～正午

午後1時～午後5時

(祝日を除く)

●弁護士相談

毎月第2・4木曜日

午後1時から午後4時

(予約制・要面談・無料)

【問い合わせ先】

社団法人日本損害保険協会

鹿児島自動車保険相談センター

TEL 099-1252-13466

(直通)

『振り込め詐欺』にご注意ください！

最近、親族や警察官、裁判所などをかたり電話や文書を使って架空の請求などを行う『振り込め詐欺』による被害が広く発生しています。

国税の納税方法には、納付書によつて税務署や金融機関の窓口で納める方法のほか、振替納税(申告所得税・個人事業者の消費税および地方消費税に限る。)と電子納税があります。国税関係機関(税務署・国税局・国税庁・国税不服審判所)では、国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。税務署等をかたり個人名義や会社名義の口座を指定して振込みを求めるなど不審な通知や連絡があった場合は、直ちに振込みに応じたり、通知等に記載された電話番号に連絡したりせず、最寄りの税務署や税務相談室に確認していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

・大隅税務署

TEL 099-482-0007

・鹿児島税務相談室

TEL 099-1255-8118

人権擁護委員制度をご存じですか？

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

日本が戦後新しく生まれ変わっ

たとき、何よりもまず国民の基本的な人権の擁護と人権思想の普及高揚が強く求められ、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

このような背景の下に、昭和23年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより国民の基本的な人権を擁護し見守る、いわば民間人による人権擁護機関が誕生しました。これが我が国における人権擁護委員制度の始まりです。

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法の施行日である6月1日を『人権擁護委員の日』と定め、この日に『全国一斉特設人権相談』を実施することとしていますが、鹿児島県人権擁護委員連合会においても、県内の各市町村で特設人権相談所を開設いたします。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

■全国一斉特設人権相談

日時 6月1日(木)

午前10時～午後3時

場所 大崎町中央公民館

【問い合わせ先】

鹿児島県方法務局 鹿屋支局

TEL 099-4143-16790

■あなたの町の人権擁護委員

小屋健二さん・園田 忠さん

行政の悩み事について行政相談委員に相談してみませんか？

春の行政相談週間 5月22日(月)～5月28日(日)

行政相談委員は、総務大臣がお願いしてみなさんの相談相手となつてもらっている民間の有識者で、全国の市町村に配置されており、国の役所などの仕事に対する疑問や要望、相談ごとについて、直接助言したり、関係機関に通知・照会し、その結果を回答するなどみなさんの身近な相談窓口となっています。

春の行政相談週間に合わせて、次のとおり行政相談所を開設いたしますので、お気軽にご相談ください。

期 日	時 間	場 所
5月24日(水)	9:30～15:30	大崎町老人福祉センター
5月31日(水)	9:30～15:30	大崎町老人福祉センター
6月7日(水)	9:30～15:30	野方農村環境改善センター

※相談は無料で、自宅や電話でも相談に応じ、秘密は守ります。お気軽にご相談ください。



行政相談委員

氏名 小林一郎
住所 大崎町仮宿 1820-4
電話 476-0531